

区街4号線沿道まちづくり かわら版

第17号
2018. 3

発行元：中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野

「沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画及び 関連都市計画の変更」が都市計画決定しました。

このたび、「沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画及び関連都市計画の変更」は、中野区及び東京都の都市計画審議会の審議を経て、平成30年3月7日に都市計画決定しました。この地区計画等は、平成27年度に町会や商店会など地域の委員の皆様で設立された「まちづくり勉強会」において、街並みや建替えのルールについて協議を重ね、平成28年度には幅広いご意見を頂戴すべく、公募委員を加えた「まちづくり協議会」を設立し、取りまとめて頂いた「地区計画（たたき台）」が基本となっています。その後は、延べ145名の方にご参加頂いた説明会等を通じて、頂戴したご意見を踏まえて策定させて頂きました。

今後も地域の皆様と共に、この地区計画の内容を遵守することにより、まちのにぎわい再生や防災性の向上を図るまちづくりを進めてまいります。なお、地区計画の内容については別紙概要版をご覧ください。

◆都市計画決定手続きの流れ

地区計画等	素案説明会	平成29年 9月 3日、5日
地区計画等	原案説明会	平成29年10月15日、16日
地区計画等	案説明会	平成29年12月 8日、9日
地区計画等案の縦覧		平成29年12月 1日～15日
中野区都市計画審議会（諮問・答申）		平成30年 1月18日
東京都都市計画審議会（諮問・答申）		平成30年 2月 6日
都市計画決定（告示）		平成30年 3月 7日



説明会の様子

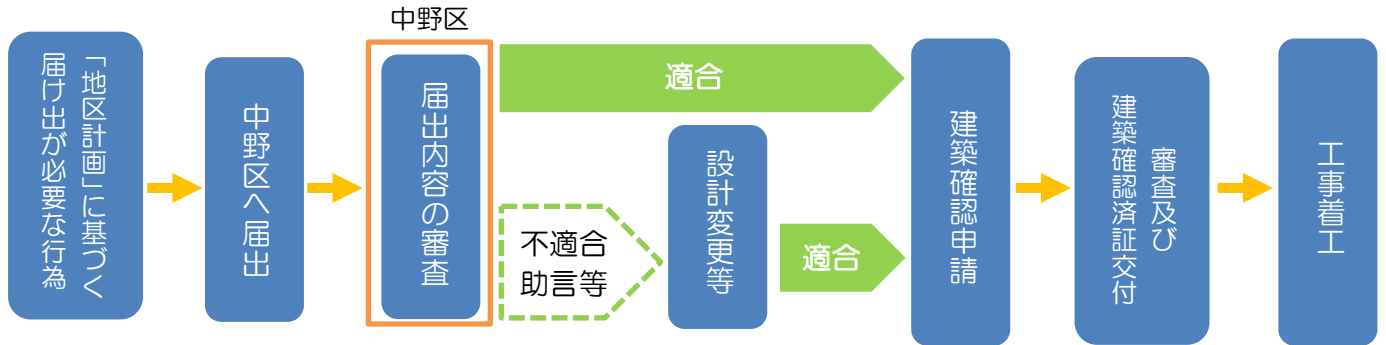
◆オープンハウスを開催します！

下記日程にて、地区計画の内容や区画街路第4号線の事業などに関するご質問にお答えいたします。お気軽にお越しください。

日時：3月28日(水) 13:00～20:00
場所：沼袋区民活動センター 洋室3号

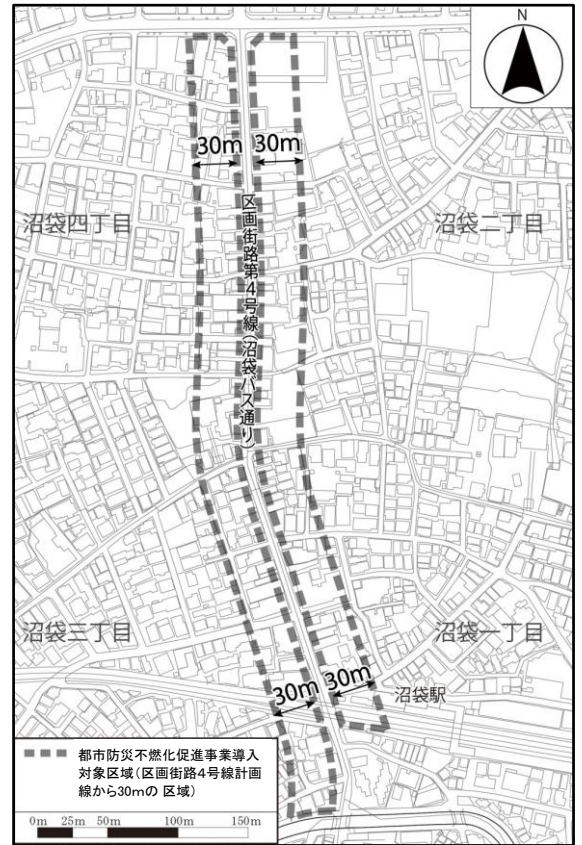
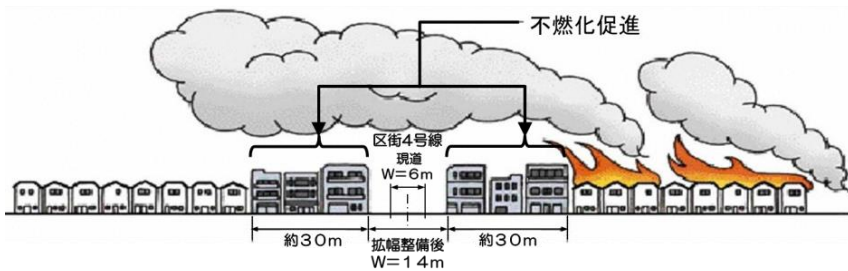
◆地区計画決定後における建物の建替え等に必要手続きについて

地区計画が決定されると、地区整備計画(建替えのルール)が定められた地区(別紙6頁参照)に限り、建物の建替え等の際に行う「**建築確認申請**」の前に「**地区計画の届出**」が必要になります。(詳細や様式につきましては、中野区 HP にて「地区計画にともなう届出制度」と検索するとご覧頂けます。)区は、届出の内容を審査させていただきます。なお、地区計画に不適合の場合には、助言等をさせて頂く場合もあります。



◆都市防災不燃化促進事業の導入について

地震などによる火災が燃え広がらないよう延焼の遮断・遅延を図り、地域の皆様が安全に避難できるよう、区が行う区画街路第4号線の整備とともに、沿道の建物の不燃化を促進して、延焼遮断帯を形成する必要があります。そのため、平成30年4月より区画街路第4号線の計画線から30mの範囲において、一定の基準に適合した耐火建築物を建築する方に対し、費用の一部を助成する「都市防災不燃化促進事業」の導入を予定しています。(事業の概要については中野区のHPにて、「都市防災不燃化促進事業」と検索するとご覧頂けます。)



対象区域図

【お問い合わせ先】

中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野

(平成30年4月より地域まちづくり推進部 北東部まちづくり分野と変更になります。)

住所：〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号

TEL：03-3228-5487 (直通) FAX：03-3228-5417

※連続立体交差事業や沿道まちづくりについては、中野区ホームページにて「西武新宿線沿線まちづくり」と検索するとご覧頂けます。

※このかわら版は、地区計画の策定を想定している範囲にお住まいの方、営業されている方、土地または建物を所有されている方を対象に送付しています。